

譲渡制限特約について②

第2回WGにおける各委員からの意見

- 工事を発注する側としては、債権が譲渡されることによって建設工事が最後まで適切に施工されるか不安に感じるため、譲渡に対して何かしらの制限は必要と感じる。
- 契約で譲渡を禁止しているにも関わらず、民法で譲渡は有効であるからといって契約が破られると請負工事を進めていく上での信頼関係が構築できないという懸念がある。
- 重過失がない場合は、債務の履行を拒むことができないという条文の建て付けとなっているがこのあたりをどのように整理するのか。
- 譲渡禁止特約が直接的に完成への期待につながっているかということ、法律上直ちにそのようには言えないのではないか。

改正の方向性

(四約款共通)

- 仕事の完成前後で譲渡の可否を分け、仕事の完成後については、債権の譲渡を認めることを発注者が認める場合の例示として規定。

(公共約款)

- 譲渡制限特約は引き続き設ける。
※前払金については、信託財産であるため譲渡不可
- 譲渡制限特約に違反した場合の約定解除権を措置。また、「暴力団等の反社に請負代金債権を譲渡した場合」を無催告解除の対象として約定解除権を規定する。

(民間約款 (甲・乙)、下請約款)

- 譲渡制限特約を規定する案をA、工事を実施するための資金調達を目的とした譲渡の場合は認める案をBとして示し、どちらかを選択して使用することができるように条文を規定する。
- AとBそれぞれの場合において、債権譲渡がなされた場合における発注者の約定解除権を規定する。

約定解除権の規定について①

<解除の条件>

広く解除
を認める

公共約款又は民間約款（甲・乙）、
下請約款で（A）を選択した場合

民間約款（甲・乙）、下請約款で
（B）を選択した場合

案 1

- ・ 第X条の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき
(債権譲渡が解除要件)

案 2

- ・ 第X条の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき（受注者が工事の目的物の完成に支障がないことを速やかに証明した場合を除く。）
(債権譲渡 + 完成に支障がないことを証明できないことが解除要件)

- ・ 受注者が工事を実施するための資金調達を目的に請負代金債権を譲渡した場合において、当該譲渡により受けた金銭を工事実施のために使用したことを証明できないとき
(債権譲渡 + 不適切使用をした場合)

限定的に解
除を認める

○公共工事標準請負契約約款

第五条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

注 ただし書の適用については、たとえば、受注者が仕事を完成した後に請負代金債権を譲渡する場合や工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合（受注者が、「下請セーフティネット債務保証事業」（平成十一年一月二十八日建設省経振発第八号）又は「地域建設業経営強化融資制度」（平成二十年十月十七日国総建第百九十七号、国総建整第百五十四号）により資金を借り入れようとする等の場合）が該当する。

第Y条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除を解除できる。

【案1】

ア 第X条の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき

【案2】

ア 第X条の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき（受注者が工事の目的物の完成に支障がないことを速やかに証明した場合を除く。）

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

○民間工事標準請負契約約款（甲）、民間工事標準請負契約約款（乙）、建設工事標準下請契約約款

（A）第X条 発注者及び受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。

注 承諾を行う場合としては、たとえば、受注者が仕事を完成した後に請負代金債権を譲渡する場合や工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合（受注者が、「下請セーフティネット債務保証事業」（平成十一年一月二十八日建設省経振発第八号）により資金を借り入れようとする等の場合）が該当する。

第Y条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除を解除できる。

【案1】

ア 第X条の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき。

【案2】

ア 第X条の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき（受注者が工事の目的物の完成に支障がないことを速やかに証明した場合を除く。）。

（B）第X条 発注者及び受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合又は工事を実施するための資金調達を目的に請負代金債権を譲渡するときは、この限りでない。

注 承諾を行う場合としては、たとえば、受注者が工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合（受注者が、「下請セーフティネット債務保証事業」（平成十一年一月二十八日建設省経振発第八号）により資金を借り入れようとする等の場合）が該当する。

第Y条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除を解除できる。

A 受注者が工事を実施するための資金調達を目的に請負代金債権を譲渡した場合において、当該譲渡により受けた金銭を工事実施のために使用したことを証明できないとき。

○ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（抄）

（基本理念）

第三条（略）

2～7（略）

8 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法(大正十一年法律第七十号)等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料(第八条第二項において単に「保険料」という。)等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期(以下「工期等」という。)を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

9～11（略）

（受注者等の責務）

第八条 受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事等を適正に実施しなければならない。

2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

3（略）

○建設業法（抄）

（下請代金の支払）

第二十四条の三 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。

2 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。